

よくある質問と回答

Q 1 協定は必ず締結しなければならないのか。

A 1 協定の締結そのものは義務ではありませんが、県から協定の締結に関する協議を受けた場合は、協議に応じる義務があるとされています。

(感染症法第36条の3第2項 令和6年4月1日施行予定)

※なお、公的医療機関等については、新興感染症に係る医療提供の義務があるとされています。(感染症法第36条の2 令和6年4月1日施行予定)

Q 2 今回の調査については回答する義務があるのか。

A 2 今回の調査については何らかの法律に基づくものではないため、回答義務があるわけではありません。ただし、法に基づく協定締結事務の準備作業であり、また、今後の県内の新興感染症対応を考える上での貴重な資料ともなりますので、可能な範囲でご回答をお願いします。

Q 3 協定締結のメリットはどのようなものがあるか。

A 3 感染症発生・まん延時には、国において一定の必要な財政支援を行うこととされています。

また、平時における个人防护具の保管設備の整備に関して一定の補助が行われる予定であり、詳細については国において検討中です。

Q 4 これまで感染症対応を行っていないが、回答が必要か。

A 4 診療科目に関係なく、全ての医療機関、また薬局や訪問看護事業所が協定の対象とされているため、これまでの感染症対応の実績に限らず、可能な範囲でご回答をお願いします。

Q 5 協定はいつまでに締結するのか。

A 5 国からは、令和6年9月末までに協定締結作業を完了することを目指すよう、求められています。

なお、医療措置協定に係る条文（法第36条の3）については令和6年4月1日の施行となりますが、協定の締結に関しては、施行日前から行うことができるものとされています。(改正法附則第10条)